

栃木営業所

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（弊社）は、労働者や派遣先企業様がより適切な派遣会社を選択できるよう派遣先より戴きます派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合、いわゆるマージン率を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）弊社では、事業年度毎に決算終了後平均マージン率等を公開致します。

◇ マージン率算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad \text{※派遣労働者の賃金には年次有給休暇取得時の賃金を含みます。}$$

対象期間：令和 4 年度（令和 4 年 5 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日）

派遣労働者の数（年度末数）	27 名
派遣先事業所の数	9 件
労働者派遣料金の平均額 ※1 日 8 時間当たり平均	17,717 円（消費税込）
派遣労働者の賃金の平均額 ※1 日 8 時間当たり平均	11,800 円（消費税無、交通費含む）
マージン率	26.7 %
教育訓練に関する事項	雇入れ導入教育 派遣就業前訓練（パソコン基本操作） パソコンスキルアップ訓練 資格取得講習の支援 安全衛生教育訓練

◇ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結：有り

当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者

当該協定の有効期間：令和 7 年 3 月 31 日

◇ マージンの内訳

【法定福利費（事業者負担分）】健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料

【年次有給休暇取得費】年次有給休暇取得時にかかる賃金、慶弔特別休暇にかかる賃金

【福利厚生費】退職金、慶弔見舞金、資格取得支援、健康診断、ストレスチェック、予防接種費用補助金、社員寮家賃補助
産前・産後、育児休業などの休暇

【教育研修費】各種資格取得費用

【事業運営費】営業担当者などの人件費及び活動費、事業所事務職などの人件費、事務所維持費用、広告宣伝費、退職手当引当
金、光熱費、通信費、社内システム設備維持費、制服など

【営業利益】マージン総額より上記を含む様々な費用を差し引いた利益

◇ キャリア・コンサルティング相談窓口 本社 ヒューマンリソース事業部 TEL:0120-24-5580

◇ その他労働者派遣事業の商務に関し参考と認められる事項

顧問産業医による就労判定や診察の受診